

広島県教育委員会訓令第二号

本 庁
地 方 機 関
県 立 学 校
学校以外の教育機関

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和七年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 篠 田 智 志

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令

職員の旅費の支給に関する規程（昭和二十八年広島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（職務の級） 第二条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）第四条第一項に規定する教育職給料表(二)、教育職給料表(三)、研究職給料表、医療職給料表(一)、医療職給料表(二)、医療職給料表(三)及び情報職給料表並びに市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年広島県条例第四十九号） 第三条第一項に規定する教育職給料表(イ)、教育職給料表(ロ)及び医療職給料表の適用を受ける者の行政職給料表に相当する職務の級は、別表第一及び別表第二のとおりとする。 （自家用車旅行の交通費） 第三条 条例第十条第二項に規定する一キロメートルにつき任命権者の定める額は、三十五円とする。 （旅費の調整） 第四条 条例第二十二条の規定に基づき、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整する。 一 職員の職務の級が遡つて変更された場合においては、当該職員が既に行つた旅行の旅費額の増減を行わない。 二 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を利用する場合その他これに準ずる場合で正規の旅費（条例に規定する旅費で条例第二十二条の規定による調整を行う以前の旅費をいう。以下同じ。）に満たない。	（職務の級） 第二条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）第四条第一項に規定する教育職給料表(二)、教育職給料表(三)、研究職給料表、医療職給料表(一)、医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)並びに市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年広島県条例第四十九号） 第三条第一項に規定する教育職給料表(イ)、教育職給料表(ロ)及び医療職給料表の適用を受ける者の行政職給料表に相当する職務の級は、別表第一及び別表第二のとおりとする。 （旅費の調整） 第三条 条例第二十八条の規定に基づき、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整する。 一 職員の職務の級がさかのぼつて変更された場合においては、当該職員が既に行つた旅行の旅費額の増減を行わない。 二 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を利用する場合その他これに準ずる場合で正規の旅費（条例に規定する旅費で条例第二十八条の規定による調整を行う以前の旅費をいう。以下同じ。）に満たない。

い額で旅行することができるときには、当該旅行の実情に応じ、教育長の定めるところにより正規の旅費のうちの鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費又は宿泊手当の全部又は一部を支給しない。

三 (略)

四 (略)

五 (略)

い額で旅行することができるときには、当該旅行の実情に応じ、教育長の定めるところにより正規の旅費のうちの鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料の全部又は一部を支給しない。

三 (略)

四 職員が旅行中の公務傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）に規定する療養補償、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）に規定する療養の給付若しくはこれらに準ずる補償又は給付を受ける場合には、当該療養中の宿泊料の二分の一に相当する額を支給しない。

五 児童又は生徒を引率して旅行する場合等特別の事情がある場合においては、現に乗車（船）に要した鉄道賃、船賃若しくは車賃又は現に宿泊に要した宿泊料を支給する。六 赴任の後、扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合における移転料については、最初の赴任の際の旧在勤地と最後の赴任の際の新在勤地との路程が、各赴任の場合の新旧在勤地間の路程の合算路程より短い場合（同距離の場合を含む。）は、各赴任について支給できる移転料の額の合計額と最初の赴任の際の旧在勤地と最後の赴任の際の新在勤地との間の路程に応じて支給できる移転料の額との差額は、支給しない。

七 赴任に伴う現実の移転の路程が旧在勤地から新在勤地までの路程に満たないときは、その現実の路程に応じた条例別表第二の移転料を支給する。ただし、路程が三十キロメートル未満の場合には、条例別表第二の路程五十キロメートル未満の場合に掲げる額の十分の八に相当する額の移転料を支給する。

八 赴任に伴う旅行者に対し鉄道賃、船賃及び着後手当等を調整して支給する場合における扶養親族移転料の額は調整にかかる職員相当の鉄道賃、船賃及び着後手当等を基礎として計算する。

九 (略)

十 県内旅行において、研修、講習等を受けるために旅行する場合に支給する鉄道賃及び船賃は、旅客運賃（旅客運賃について等級の区分がある場合には、最下級の旅客運賃とする。以下同じ。）及び急行料金とする。

十一 (略)

(日額旅費の種類)

第四条 条例第二十二条第一項の規定による日額旅費は、研修等日額旅費及び特別日額旅費

とする。

（研修等日額旅費）

第五条 研修等日額旅費は、職員が、国立青少年交流の家又は国立青少年自然の家において研修又は講習（以下「研修等」という。）を受けるため宿泊することを要する旅行及びその他の研修等で引き続き五日以上にわたるものを受けるため宿泊することを要する旅行をしたときに支給する。

2| 研修等日額旅費の額及び当該旅費を支給する期間は、別表第三に定める額及び期間とする。ただし、研修等の開始される日（自治大学校に入校させる場合にあつては、入校日）に出発し、同日当該用務地に到着した場合におけるその日及び研修等に係る実地見学旅行（以下「実地見学旅行」という。）に出発した日の額は、同表に定める額にそれぞれその日の当該旅行（実地見学旅行にあつては、当該旅行の往復）に要する鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額を加算した額とする。

（特別日額旅費）

第六条 特別日額旅費は、職員が、前条に定める旅行のほか、日額旅費を支給することが適当であると認められる旅行をしたときに支給するものとし、当該旅行並びにその額及び支給条件は、次の各号に定める方法により定めるものとする。

- 一 次号に掲げる職員以外の職員に係るものについては、本庁の課長、地方機関の長又は学校その他の教育機関の長が、管理部教職員課長に協議して定めるものとする。
- 二 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員に係るものについては、当該旅行命令権者が所轄の教育事務所長（福山市の職員に係るものについては、管理部教職員課長）と協議して定めるものとする。

（日額旅費の支給方法）

第七条 日額旅費の支給方法は、条例第六条第一項に規定する旅費の支給方法の例による。

（自家用車の車賃）

第八条 条例第十五条第一項に規定する一キロメートルにつき任命権者の定める額は、三十五円とする。ただし、市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員が、次に掲げる橋梁を通行する場合の当該額は、教育長が別に定める。

- 一 安芸灘大橋
- 二 新尾道大橋
- 三 因島大橋
- 四 生口橋

別表第一及び別表第二を次のように定める。

別表第一（第二条関係）

行政職給料表の各級に相当する職務の級（定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の場合）

行政職 給料表	教育職 給料表(ロ) 及び(ハ)	教育職 給料表(ニ) 及び(イ)	研究職 給料表	医療職 給料表(一)	医療職 給料表(ロ) 及び 給料表	医療職 給料表(三)	情報職 給料表
7級			5級の5 号給以上	4級			7級
6級	4級		5級の4 号給以下				
5級	3級	4級 3級の17 号給以上			5級	5級	6級
4級	特2級の 89号給以 上		4級	3級	4級	4級	5級
3級	特2級の 88号給以 下 2級の37 号給以上	3級の16 号給以下 特2級の 45号給以上	3級	2級	3級	3級	4級 3級
2級	2級の25 号給から 36号給ま で	2級の37 号給から 44号給ま で	2級の29 号給以上	1級の13 号給以上	2級の9 号給以上	2級の5 号給以上	2級
1級	2級の24 号給以下 1級	2級の36 号給以下 1級	2級の28 号給以下 1級	1級の12 号給以下	2級の8 号給以下 1級	2級の4 号給以下 1級	1級

備考 研究職給料表の適用を受ける職員のうち、学芸課長については、3級57号給以上の職務は、行政職給料表4級に相当する職務として取り扱う。

別表第二（第二条関係）

行政職給料表の各級に相当する職務の級（定年前再任用短時間勤務職員の場合）

行政職 給料表	教育職 給料表(ロ) 及び(ハ)	教育職 給料表(ニ) 及び(イ)	研究職 給料表	医療職 給料表(一)	医療職 給料表(ロ) 及び 給料表	医療職 給料表(三)	情報職 給料表
7級				4級			7級
6級	4級		5級				
5級	3級	4級 3級			5級	5級	6級

4	級			4	級	3	級	4	級	4	級	5	級
3	級	特 2	級	特 2	級	2	級	3	級	3	級	4	級
2	級	2	級	2	級	2	級	1	級	2	級	2	級
1	級	1	級	1	級	1	級	1	級	1	級	1	級

備考 この表は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員に適用する。

別表第三を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この教育委員会訓令は、令和七年四月一日から施行する。
（経過措置）

- 2 この教育委員会訓令による改正後の職員の旅費の支給に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、この教育委員会訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年広島県条例第五号以下「改正条例」という。）による改正後の職員の旅費に関する条例（昭和二十八年広島県条例第二十三号。以下「新条例」という。）第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第三条第五項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正条例による改正前の職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が同条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の規程の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。